

議案

労働組合戦線統一に関する件

提案 理事 會

主 文

第十四回大會は全國労働組合同盟第三回大會の労働組合戦線統一に関する決議——以下統一方針と稱す——に基き左記具體的方策によつてこれの實現を期す。

- 一、統一方針第一項に基き大阪聯合會内の整理統一を完成すること
- 二、大阪聯合會の各地區における組織の有機的關連の強化のため地區協議會の成立を完了しこれが強化をなすこと
- 三、統一方針第二項並に日本労働組合會議第二回大會における日本労働組合會議地方協議會設立に関する決議に基き日本労働組合會議大阪地方協議會を速に結成し左記の實現を計ること

- 1 日本労働組合會議大阪地方協議會に日本労働組合會議に加盟せざる諸團體の加入をなさしむること
- 2 日本労働組合會議大阪地方協議會加盟各組合間に地區別の協議機關を設置し活用すること、地區的協議機關への参加は大阪聯合會地區協議會が主體たること
- 3 統一方針第三項の3に基きこれが促進のため日本労働組合會議大阪地方協議會内に産業別並に資本系統別の協議機關を設置活用せしむること

四、統一方針第三項に基き左記の實現を期すること

- 1 統一方針第三項の2に規定せる全國的協議機關設立の機運を起しこれを促進せしむること
- 2 統一方針第三項の2の規定に基き大阪地方に於ける單獨組合並に社會大業黨大阪府支部聯合に直屬する労働者の諸組織に働きかけこれを全國労働に加盟せしむること

五、戦線統一の具體的方策の遂行に當つては左記各項を遵守すべきこと

- 1 統一方針第二項の1を確認し日本労働組合會議大阪地方協議會を大阪地方に於ける名實共に組合戦線の統一の主體たらしめ全國的組合戦線の統一の促進をはかること

- 2 統一方針第三項の2の分散的産業別統一論の排除の規定を確認し部分的地區的資本別の職業別的統一合同論を排除すること

3 統一方針第三項の3に準ずると認めらるゝ特殊なる資本別其他條件によりて他労働團體との部分的統一を必要とする場合においては日本労働組合會議又は全國労働の如き横斷的組織より分離するが如きことなく全體の統一への拍車をかけ陣作力の増進を確實に期し得らるゝときのみ行ひ得ること

理由

全國労働組合同盟第三回大會は日本に於ける労働組合戦線統一の基本的然して階級的なる方針を明示した。

吾が組合は同盟のこの方針の具體化のために努力し來つたのであるが、これを今日の状況に應じ具體的發展をなさしむるが爲に本案を提出したのであつて、今更詳細に統一の基本的方針を説明する要なきが故に本決議の各項について其の要點だけを説明する。

(一)統一方針決議の第一項並に其の理由の(一)には全國労働内における産別整理の基本的なる方針と其の必要を明示してある。従つてこゝに再言する要がない。たゞ大阪聯

合會内における組織の連關性の強化のため、又大阪聯合會の地區協議會の強化のためには産別整理が必要であつて、このことなくしては組織の連關性は弱められ、分派的なる對立を生じ、活動の全體的發展は期し得られない。

(二)大阪聯合會は地區協議會を労働者の連帶性の強化の上から必要としてゐる。争議の場合における應援、組織宣傳活動における連絡と機敏なる遂行、政治闘争の場面に於ける地區的な共同活動は地區協議會の強化により各組合及び其の各々の組織體の活潑なる活動とあひまつて完全に近きものとなる。同時に産別整理の將來を確保せしむる。然して常に共同的活動を遂行し、このために又財政の充實のためにも共同的事務所の設置等を計らねばならぬ。

(三)日本労働組合會議をして名實共に組合戦線の統一を完成せしむるためには、各地における組合會議加盟組合間が緊密化されなくてはならぬ。既に今日名古屋、九州、北海道の各地においては組合會議地方協議會が結成され着々と具體的活動を實行し、近く神戸地方においても結成されんとしてゐるのであつて、大阪地方においても急速に其の結成を期せなくてはならぬ。

組合會議第二回大會は地方協議會設立の決議に當つて組合會議に加盟せざる諸團體の地方協議會への加盟を許して